

交通事業者等による周遊観光等促進事業費補助金
質問と回答 (4/30 時点)

質問	回答
宿泊料金の割引に係る経費は、補助対象となるか	申請に係る補助事業に要した経費のうち、証拠書類等により支出が確認できるもの（ただし、運賃割引経費は除く）が補助対象となります。宿泊料金の割引が、補助事業者の支出を伴わない場合、補助の対象にはなりません。
現在、路線バス企画乗車券を検討しています。この企画乗車券の販売チャンネル（OTA）に支払い手数料は補助対象になるか。	企画乗車券の販売促進及びプロモーションに要する経費として、証拠書類により支出が確認でき、かつ、申請に係る補助事業のためだけに発生するものであれば、補助の対象となります。
想定取扱人員が下回わり、運賃割引に係る経費も少額となり、下限（500千円）を超えない事業規模になってしまった場合は、交付確定されず補助対象外になるか	利用実績等により、補助額が下限を下回ることとなった場合、補助対象外となります。